



金 沢 市 公 報

第 3 1 0 5 号

令和5年(2023年)3月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○令和3年告示第131号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について(文化財保護課)	3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について(生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について(")	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について(障害福祉課)	4
○都市計画の変更について(都市計画課)	4
○準用河川の指定の変更について(内水整備課)	4

● 公 告	
○予防接種を行う期間の変更について (新型コロナワクチン接種推進室)	5
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	5
● 教育委員会告示	
○令和4年教育委員会告示第3号(個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について)の一部改正について(教育総務課)	6
● 農業委員会告示	
○令和5年第3回金沢市農業委員会総会の招集について(農業委員会事務局)	7
○令和4年農業委員会告示第4号(農地の権利取得における下限面積の基準について)の廃止について(")	8
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について(建設課)	8

告 示

●金沢市告示第69号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営割出駅前自転車駐車場

- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 130台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和5年2月1日から同月28日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町ニ24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和5年3月23日から同年6月22日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第70号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 5台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車 2台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
新保本3丁目地内	自	転	車 1台
田上の里2丁目地内	自	転	車 1台
久安2丁目地内	自	転	車 2台
藤江北4丁目地内	自	転	車 1台
北間町地内	自	転	車 1台
松村3丁目地内	自	転	車 1台
泉野町3丁目地内	自	転	車 1台
玉川町地内	自	転	車 1台
松村5丁目地内	自	転	車 1台
上荒屋6丁目地内	自	転	車 1台
専光寺町地内	自	転	車 1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 令和5年2月1日から同月28日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

- (1) 期間
令和5年3月23日から同年9月22日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第71号

令和3年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

表中

名勝	さいしやうじていえん 西勝寺庭園	275㎡	金沢市瓢箪町376番外 宗教法人 西勝寺	指定令和4年3月22日	を
名勝	さいしやうじていえん 西勝寺庭園	275㎡	金沢市瓢箪町376番外 宗教法人 西勝寺	指定令和4年3月22日	に
工芸品	たけつづはないれ 竹筒花入	1口	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定令和5年3月22日	
書跡	かすがかいし そうかほかよんしゆ 春日懐紙 草花他四首	1幅	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定令和5年3月22日	

改める。

●金沢市告示第72号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護事業所 Luna・Station 兼六	金沢市暁町9番29号	令和5年2月1日
訪問看護ステーションサニー	金沢市八日市1丁目642番地	令和5年1月5日
エメラルド歯科クリニック	金沢市神田2丁目1番37号	令和3年12月1日
疋田らいふ薬局	金沢市疋田2丁目148番地 エンゼル18 1階	令和5年2月1日
河崎歯科医院	金沢市森山1丁目17番22号	令和5年2月1日

●金沢市告示第73号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	廃止年月日
松井眼科医院	金沢市寺町1丁目13番3号	令和4年12月31日
いちばやし内科クリニック	金沢市旭町2丁目3番32号	令和4年12月31日
大矢歯科医院	金沢市旭町2丁目8番34号	令和4年12月24日
メディ菊川薬局	金沢市菊川1丁目17番15号	令和4年12月31日
エメラルド歯科クリニック	金沢市増泉4丁目10番35号 ドウ・モンターニュ泉1階	令和3年11月30日
河崎歯科医院	金沢市森山1丁目17番22号	令和4年4月13日

●金沢市告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1720105442	光	金沢市八日市1丁目162番地6	株式会社つばさ	新潟県上越市本町3丁目2番28号	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	令和5年 3月1日
1720105459	障がい者グループホームいずみの	金沢市寺町1丁目18番19号 寺町ハイム	株式会社奏	金沢市寺中町イ50番地5	共同生活援助	特定なし	令和5年 3月1日

●金沢市告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画生産緑地地区	金沢市新保本2丁目の一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	新保本生産緑地地区

●金沢市告示第76号

河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により、準用河川の指定の変更をしたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第55条第3項の規定により、次のとおり告示し、令和5年4月1日から効力を有するものとします。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

大野川水系

区分	名 称	区 間	
		上 流 端	下 流 端
旧	大宮川	左岸 沖町口14番地先 右岸 沖町イ93番2地先	左岸 大浦町ハ17番4地先 猫橋 右岸 大浦町ハ94番3地先 猫橋

新	大宮川	左岸 松寺町子13番1地先 右岸 松寺町西1番1地先	左岸 大浦町ハ17番4地先 猫橋 右岸 大浦町ハ94番3地先 猫橋
---	-----	-------------------------------	--------------------------------------

公 告

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種について、予防接種を行う期間の変更があったので、次のとおり公告します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

予防接種の種類	予防接種を行う期間		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
新型コロナウイルス感染症	令和3年2月17日から 令和5年3月31日まで	令和3年2月17日から 令和6年3月31日まで	令和5年3月8日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年3月22日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市小坂町北223番2及び224番	金沢市小坂町東136番地 高嶋 拓哉	
金沢市観法寺町ろ33番1から33番3まで	金沢市四十万町北ル10番地1 辻井 貴広	道路 金沢市観法寺町ろ33番3
金沢市四十万町い61番10から61番15まで並びに四十万6丁目9番1、9番8及び9番9	金沢市彦三町2丁目1番10号 株式会社太陽開発 代表取締役 打越 光浩	道路 金沢市四十万町い61番11及び四十万6丁目9番9
金沢市末町ワ6番1から6番3まで並びに末町貳拾壹字53番1から53番3まで、54番1から54番4まで、60番1から60番5まで、188番1から188番3まで、191番1から191番3まで、193番2、193番4、193番5及び196番1から196番6まで並びに末町貳拾貳字1番、5番2、6番2、14番1、14番2、14番4、17番1、17番2、20番1から20番3まで、24番1から24番4まで、30番1、30番3、30番4、34番1から34番3まで、91番1、91番2、119番1から119番5まで、123番2から123番5まで及び129番並びに辰巳町ハ16番1から16番4まで、27番1から27番3まで、30番1から30番3まで、35番1から35番3まで、44番2、44番4から44番6まで、45番1、45番3から45番7まで、50番2、50番3、51番1、51番3及び51番4並びに金沢市所管の法定外公	金沢市末町10の5番地の1 学校法人金沢学院大学 理事長 秋山 稔	道路 金沢市末町ワ6番3並びに末町貳拾壹字54番3、60番4、188番3、191番3、193番5及び196番4から196番6まで並びに末町貳拾貳字6番2の一部、14番2、14番4、17番2、20番3、24番3、30番4及び34番3並びに辰巳町ハ16番3、35番2、44番4、45番6、50番3及び51番4並びに金沢市所管の法定外公物の一部 水路 金沢市末町貳拾壹字53番3、54番4及び60番5並びに末町貳拾貳字6番2の一部、24番4、91番2、119番5及び123番5並びに金

共物の一部		沢市所管の法定外公物の一部 その他（水道用地） 金沢市末町貳拾貳字6番2の一部並びに辰巳町ハ16番4、27番3、35番3、44番5、44番6及び45番7並びに金沢市所管の法定外公物の一部
-------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第1号

令和4年教育委員会告示第3号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から効力を有するものとします。

令和5年3月22日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

第1項の表中

金沢市立杜の里小学校
屋内運動場2階
736平方メートル
常設電灯による点灯
1個
1脚
3脚
平常のまま開放する。
9,563円
26,501円
27,848円
436円

を

金沢市立杜の里小学校	金沢市立朝霧台小学校
屋内運動場2階	屋内運動場1階
736平方メートル	812平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1個	1個
1脚	1脚
3脚	3脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
9,563円	9,563円
26,501円	26,501円
27,848円	27,848円
436円	436円

に改め、第2項の表中

金 沢 市 立 小 将 町 中 学 校 屋 内 運 動 場 2 階
1,123平方メートル
常設電灯による点灯
1 個
1 脚
3 脚
平常のまま開放する。
9,563円
26,501円
27,848円
436円

を

金 沢 市 立 長 町 中 学 校 屋 内 運 動 場 2 階	金 沢 市 立 長 町 中 学 校 芳 齋 分 校 屋 内 運 動 場 2 階
1,347平方メートル	1,123平方メートル
常設電灯による点灯	常設電灯による点灯
1 個	1 個
1 脚	1 脚
3 脚	3 脚
平常のまま開放する。	平常のまま開放する。
9,563円	9,563円
26,501円	26,501円
27,848円	27,848円
436円	436円

に改める。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和5年第3回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年3月22日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和5年3月28日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定

について

- (6) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について
- (7) 金沢市農業委員会における個人情報の保護に関する法律施行規則制定について
- (8) 金沢市農業委員会における金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則の一部改正について

●金沢市農業委員会告示第4号

令和4年農業委員会告示第4号（農地の権利取得における下限面積の基準について）は、令和5年3月31日限り廃止します。

令和5年3月22日

金沢市農業委員会
 会長 井 口 栄 市

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月22日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
 令和5年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 馬替1丁目の一部
 - (2) 打木町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
 縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 位置 金沢市東力町ハ272番地
 名称 西部水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 位置 金沢市下安原町東1301番地
 名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
 分流式

◎正 誤

○令和4年3月11日付け金沢市公報第3069号の5

頁	箇所	誤	正
3	下から6行目	8,500円	8,700円

令和5年(2023年)3月22日 発行	発行人	金 沢 市
	発行所	金 沢 市 役 所
	編 集	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄